

長建協発第306号  
平成23年9月30日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

#### 下請債権保全支援事業の周知について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅の下請建設業者等は極めて厳しい経営環境に直面していることから、下請建設業者等の経営を支えるための金融支援対策として、下請建設業者等の有する債権を保全するための措置が国土交通省において平成22年3月1日より講じられ、当初は平成23年3月31日までの措置でありましたが、依然として中小・中堅の下請建設業者等は極めて厳しい経営環境に直面していることから、平成24年3月31日まで延長されております。

つきましては、標記について、別添のとおり長崎県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。